

徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第三十七条第四号に規定する漁具）以下「当該漁具」という。）を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和二年十月九日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 松 尾 國 玄

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所
氏名 印

令和2年10月9日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第3号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

- 1 押網漁具を船舶に積載する理由(具体的に記載のこと。)
- 2 積載予定期間
- 3 航行予定区域
- 4 届出の対象船舶等
 - (1)船名
 - (2)漁船登録番号, 船舶検査済票の番号又は船舶番号
 - (3)総トン数又は船舶の長さ
 - (4)船舶所有者の住所, 氏名
 - (5)運航責任者の住所, 氏名
 - (6)押網漁具の所有者の住所, 氏名